

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和6年4月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	9時50分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、3番 畑中安生 委員と、4番 山崎廣美 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の尾家さんをお願いします。次回の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、7件でございます。「議案第1号、通り番1から7を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
10番委員	■通り番1番 通り番1を説明します。 譲渡人の■■■■さんが遠方の為、耕作管理出来ない事から譲受人の■■■■さんに贈与するものです。問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第1号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

9 番委員	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番 2 通り番 2 について説明します。 譲渡人の■■■■■が申請地の管理が出来ない事から■■■■■へ売却するものです。沓川の海側の神社近くの農地になります。特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
1 1 番委員	■通り番 3 通り番 3 を説明します。 譲渡人の■■■■■さんが耕作管理できないことから譲受人の■■■■■さんに売却するものです。関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 3 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
1 1 番委員	■通り番 4 通り番 4 を説明します。 譲渡人の■■■■■さんが耕作管理できないことから、譲受人の■■■■■さんに売却するものです。申請地は以前から■■■さんが管理していた農地です。関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が

3 番委員	終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、続きまして通り番 5 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番 5 通り番 5 を説明します。 譲渡人の ■■■■ さんが耕作管理できないことから、譲受人の ■■■■ さんに贈与するものです。申請地は黒土の旧郵便局近くになります。関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 5 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、続きまして通り番 6 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
3 番委員	■通り番 6 通り番 6 を説明します。 譲渡人の ■■■■ さんが耕作管理できないことから、譲受人の ■■■■ さんに贈与するものです。申請地は上千束から天地山方面へ向かうところの鉄工所の裏にある農地です。関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。 議案第 1 号の通り番 6 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、続きまして通り番 7 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
8 番委員	■通り番 7 通り番 7 を説明します。 譲渡人の ■■■■ さんが耕作管理できないことから、譲受人の ■■■■ さんに贈与するものです。申請地は薬師寺の道路拡幅工事の横の農地になります。特に問題もありま

	せんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第 1 号の通り番 7 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。
	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、2 件でございます。 「議案第 2 号、通り番 1 から 2 を議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
6 番委員	■通り番 1 通り番 1 について説明します。 譲渡人の■■■■さんの農地を譲受人の■■■■さんが譲受け自己住宅を建築するものです。申請地は市役所東側の■■■■■の裏になります。関係書類も揃っており、問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

9 番委員	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見を申し上げます。 ■通り番 2 通り番 2 を説明します。 譲渡人の ■■■■さんの農地を譲受人の ■■■■■■■■ ■■■■が譲受け、建売住宅 3 棟の建築をするものです。申請地は 1 0 3 号線清水町の岩岳川の橋から 1 0 0 m くらいの場所になります。関係書類も揃っており、排水等も特に問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第 2 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第 2 号は、原案通り可決し県に進達いたします。 以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので 4 月の定例総会は終了いたします。 閉 会 の 宣 言 10 時 10 分閉会を宣言する。